

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
 - 2 区計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
 - 3 区地域福祉計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
 - 4 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
 - 5 計画期間と評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
-

第2章 西区を取り巻く状況

- 1 西区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
 - 2 統計データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
 - 3 新潟市の地域福祉に関するアンケート調査結果の概要（一部抜粋）・・ P29
 - 4 西区の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P33
-

第3章 基本理念・基本目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36
 - 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36
-

第4章 西区地域福祉計画

- 1 取り組みの方針及び施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P40
 - 2 取組事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P42
 - 3 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P51
-

第5章 西区地域福祉活動計画

- 地域福祉活動計画（地域別計画）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P58
- (1) 内野小学校区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P60
 - (2) 西内野小学校区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P62
 - (3) 中野小屋中学校区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P64
 - (4) 赤塚中学校区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P66
 - (5) 坂井輪中学校区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P68

(6)	坂井輪小学校区・小新中学校区	P70
(7)	東青山小学校区	P72
(8)	五十嵐小学校区	P74
(9)	真砂小学校区	P76
(10)	青山小学校区	P78
(11)	小針小学校区	P80
(12)	黒崎南小学校区	P82
(13)	大野小学校区	P84
(14)	立仏小学校区	P86
(15)	山田小学校区	P88

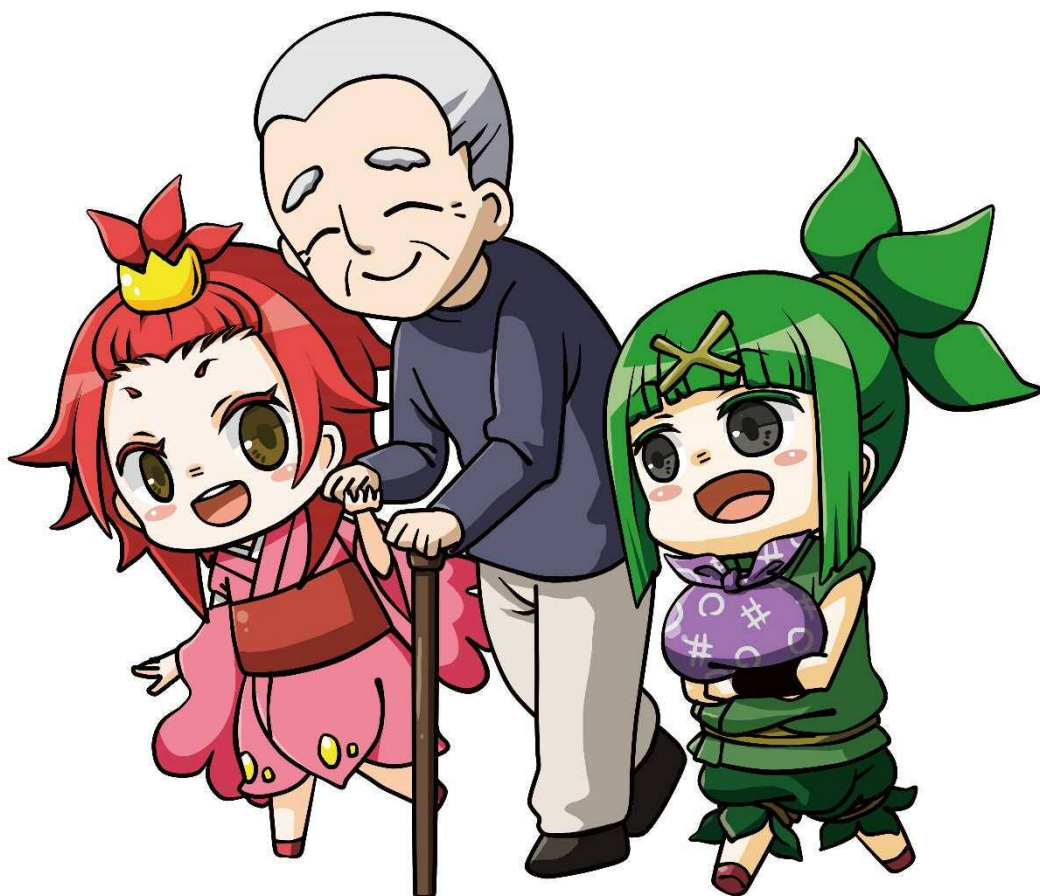
資料編

1	計画の策定経過	P92
2	いきいき西区ささえあいプラン推進委員会開催要綱	P93
3	いきいき西区ささえあいプラン推進委員会委員名簿	P96
4	関係法令	P97
5	ささえあいの標語	P99
6	用語解説 (※)	P100

※冊子の本文中、「*」印がある用語については、用語解説に掲載しています。



第1章 計画の概要



1 計画の趣旨

今日では、我が国の平均寿命が伸長し、世界最高水準の長寿国となる一方、少子高齢化や、一人暮らし高齢者の増加、核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化に加え、地域社会での人間関係の希薄化などによる、高齢者の孤独死、地域社会からの孤立、子育て不安、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、自殺など、様々な社会問題が生じています。^{*}

このように、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している中、住み慣れた地域で誰もが自分らしく充実した生活を安心して送れるような地域づくりが求められています。

国においては、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現にむけた取り組みを進めています。

本市においても、地域福祉をより一層推進し、「地域共生社会」を実現するため、新潟市地域福祉計画（以下「市計画」という。）を策定します。^{*}

2 区計画との関係

本市は市町村合併により市域が広くなり、地域によって実情が異なります。相当の面積を有する市町村においては、管内を複数に分割するなど、地域の実情を十分にくみ取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましいとされていたことから、平成21年度に区単位の地域福祉計画（以下「区計画」という）を策定しました。

その後、全市的な理念・目標を記載し、区計画の具体的な取り組みを後押しするため平成27年度に区計画とともに市計画を策定しました。

地域づくりの最前線である区計画には、区の特性に応じた目標や取り組みを中心に記載します。また、区計画の具体的な取り組みを後押しする市計画には、全市横断的な理念・目標を記載し、市計画と区計画を併せ、地域福祉計画となります。

3 区地域福祉活動計画との関係

区地域福祉活動計画は、新潟市社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や関係者が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画です。同計画と区計画は地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強し合う関係にあることから、区ごとに一体的に策定します。

4 計画の位置づけ

社会福祉法による位置づけ

社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項により、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

また、同法 107 条第 1 項により、市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めることとされ、本計画は包括的な支援体制を明確にする「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

5 計画期間と評価について

令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。

新潟市で行っている取り組みについて、計画の進捗管理などの中で定期的に評価し、必要に応じて見直していくこととします。

○他計画との関係イメージ

